

特定薬剤治療管理料 1

- 同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月 2 回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は 1 回とし、第 1 回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。
- 本管理料には、薬剤の血中濃度測定、当該血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理に係る費用が含まれるものであり、1 月のうちに 2 回以上血中濃度を測定した場合であっても、それに係る費用は別に算定できない。ただし、別の疾患に対して別の薬剤を投与した場合（例 てんかんに対する抗てんかん剤と気管支喘息に対するテオフィリン製剤の両方を投与する場合）及び同一疾患について同一の区分に該当しない薬剤を投与した場合（例 発作性上室性頻脈に対してジギタリス製剤及び不整脈用剤を投与した場合）はそれぞれ算定できる。
- 薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に記載する。

対象薬剤	検査項目	対象疾患等	初回月*1	2~3カ月	4カ月以降		
ジギタリス製剤	ジゴキシン	心疾患	470 + 280	470	235		
		重症うっ血性心不全(急速飽和*3を行った場合)	740 (急速飽和完了日、1回に限る)				
テオフィリン製剤	テオフィリン	気管支喘息、喘息性(様)気管支炎、慢性気管支炎、肺炎腫、未熟児無呼吸発作	470 + 280	470	235		
不整脈用剤	プロカインアミド アプリンジン ジソピラミド リドカイン ビルシカイニド	プロパフェノン メキシレチン フレカイニド キニジン シベンゾリン	アミオダロン ピルメノール ペアリジル ソタロール	470 + 280	470	235	
	不整脈【継続的に投与】						
抗てんかん剤	フェノバルビタール ニトラゼパム プリミドン ジアゼパム フェニトイン カルバマゼピン ゾニサミド	エトスクシミド アセタゾラミド クロバザム バルプロ酸 トリメタジオン クロナゼパム スルチアム	ガバペンチン レベチラセタム トピラマート ラモトリギン ペランパネル ルフィナミド ラコサミド	470 + 280	470		
	てんかん*4			740 (重積状態の消失日、1回に限る)			
	カルバマゼピン バルプロ酸	躁うつ病または躁病		470 + 280	470		
	バルプロ酸	片頭痛			470	235	
アミノ配糖体抗生物質	ゲンタマイシン アミカシン	トブラマイシン アルベカシン	(入院患者に数日間以上投与)				
グリコペプチド系抗生物質	バンコマイシン*5 テイコプラニン				470 + 280	470	235
トリアゾール系抗真菌剤等	ポリコナゾール	重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植(造血幹細胞移植の患者にあっては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る)(入院患者に数日間以上投与)			470 + 280	470	235
免疫抑制剤	シクロスポリン タクロリム水合物	臓器移植後(拒否反応の抑制)			470 + 2740*2		
	シクロスポリン	ベーチェット病(活動性・難治性眼症状を有するもの)、その他の非感染性ぶどう膜炎(既存治療で効果不十分で、視力低下のおそれのある活動性の中間部又は後部の非感染性ぶどう膜炎に限る。)、再生不良性貧血、赤芽球癆、尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症性乾癬、全身型重症筋無力症、アトピー性皮膚炎(既存治療で十分な効果が得られない患者に限る)、ネフローゼ症候群、川崎病の急性期			470 + 280	470	
	タクロリム水合物	全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎、間質性肺炎(多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。)			470 + 280	470	
サリチル酸系製剤	サリチル酸	若年性関節リウマチ、リウマチ熱、慢性関節リウマチ【継続的に投与】			470 + 280	470	235
メトトレキサート	メトトレキサート	悪性腫瘍			470 + 280	470	235
ハロペリドール製剤 ブロムペリドール製剤	ハロペリドール ブロムペリドール	統合失調症			470 + 280	470	235
治療抵抗性統合失調症治療薬	クロザピン				470 + 280	470	235
リチウム製剤	リチウム	躁うつ病			470 + 280	470	235
イマチニブ	イマチニブ	当該薬剤の適応疾患(慢性骨髄性白血病など)			470 + 280	470	235

- *1 免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1 回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、所定点数に 280 点を加算する。なお、初回月加算は、投与中の薬剤の安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り、280 点を加算できるものであり、薬剤を変更した場合においては算定できない。
- *2 臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め 3 月に限り、所定点数に 2,740 点を加算する。
- *3 急速飽和とは、重症うっ血性心不全の患者に対して 2 日間程度のうちに数回にわたりジギタリス製剤を投与し、治療効果が得られる濃度にまで到達させることをいう。
- *4 てんかんの患者であって、2 種類以上の抗てんかん剤を投与している患者について、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2 回に限り所定点数を算定できる。
- *5 バンコマイシンを投与している患者(入院のみ)であって、同一暦月に複数回の血中のバンコマイシンの濃度を測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1 回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、530 点を所定点数に加算する。